

新型コロナウイルスに負けるな

「徳島の食品」が
ひとり親家庭の皆さんを応援します

好評です
申込既に
2000件

令和2年度決定で
全部支給となった方も
OK!!



食品
無償提供

徳島県内の農業関係者、商業関係者、運送事業者等の協力を得て、

ひとり親家庭へのフードパントリー

を実施します。

対象となる「ひとり親家庭」の皆さん、見逃さずお申込みください。

- 事業内容** 5,000円相当の食品を4回無償で送付します。
- 受付期間** **令和2年11月30日(月)** (当日消印有効)
受付期間延長
- 対象者**
 - ①児童扶養手当の全部支給を受けている方
 - ②児童扶養手当受給者等で収入状況が新型コロナウイルスの影響により大きく減少した方(詳しくは、裏面「利用申込書」をご覧ください。)
- 申込方法** メール、ファクシミリ、郵送で申込みください。
- その他** これを機会に生活や子育てに関する相談等も可能です。



(送付見本です。この通りではありません。)

※この事業に関する問い合わせ・相談は、当連合会のほか各福祉事務所の母子・父子自立支援員までご連絡ください。

申込先

〒770-0943 徳島県徳島市中昭和町1丁目2 徳島県立総合福祉センター 2F
公益財団法人徳島県母子寡婦福祉連合会
TEL 088-654-7418 FAX 088-654-7414
携帯 090-6886-7852 (受付：平日 8:30~17:15)
メールアドレス boshi-07@ace.ocn.ne.jp

LINEで情報提供



注意：生活保護受給世帯は対象外となります

ひとり親家庭へのフードパントリー 利用申込書

「ひとり親家庭へのフードパントリー」を利用したいので、次のとおり申込みます。また、児童扶養手当の受給状況など、利用にあたり必要な事項を県・市町村が提供することに同意します。

(注意) ・生活保護を受けている場合は利用対象外です。

・児童扶養手当を受給していない方は、収入(所得)が児童扶養手当「全部支給」水準の方に限ります。

		記入日	令和 2 年	月	日
申 込 者	ふりがな				
	氏 名				
	住 所	〒 ー			
	電話番号	ー	ー	児童扶養手当 証書番号	

【添付書類】(添付する書類の□に✓を入れてください。)

○児童扶養手当を受給している方

①「児童扶養手当証書の写し」

⇒ 添付ができない場合は、福祉事務所で下欄を記入してもらってください。

さらに、児童扶養手当「一部支給」の方は、次のどちらかを添付してください。

②緊急小口資金特例貸付(社会福祉協議会等)の貸付決定通知書

③持続化給付金(個人)の給付を受けたことが分かる書類

(申込者本人名義の通帳の「表紙」及び「給付金の振込が分かる箇所」の写し、など)

○児童扶養手当を受給していない方

④「ひとり親世帯臨時特別給付金」の基本給付の支給を受けたことが分かる書類(通帳の「表紙」及び「給付金の振込が分かる箇所」の写し、など)

⇒ 書類を添付の上、福祉事務所で下欄を記入してもらってください。

【最終チェック欄】(□に✓を入れてください。)

記入事項に漏れはありません。書類も添付しています。

生活保護を受給していません。

※①の添付ができない方と、④の方は、福祉事務所で以下を記入してもらってください。

(福祉事務所記入欄)

福祉事務所受付印

①児童扶養手当 全部支給 一部支給

④臨時特別給付金(全部支給水準の収入(所得)に限る) 年金受給者 家計急変者

上記事項に相違ないことを証明する。

福祉事務所名:

担当者名: